

## 令和4年度女性活躍応援事業実施業務企画提案説明書

### 1 委託業務の名称

令和4年度女性活躍応援事業実施業務

### 2 業務目的

男女平等の意識が未だに低い北海道で、社会参画を希望する女性に対し、柔軟性のある参画へのきっかけとなる取り組みを行い、気運を醸成するとともに、社会参画を目指す女性の交流を促進する。

### 3 業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう具体的な取組については、委託者と協議の上、実施すること。

なお、委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針等を踏まえ、感染防止対策を徹底すること。

(1) 女性の社会参画の実例を見て学べるイベント「まなび・体験・つながりHIROBA」の企画立案、広報、実施（出展者の募集、会場の手配をはじめ、関係者との打ち合わせ日程の調整等を含む企画・運営。）

#### ア 対象者

社会参画を希望する女性

#### イ 実施内容

- (ア) 起業して間もない女性や地域活動、女性団体活動などで社会参画をしている女性、新しい多様な働き方をしている女性が自身の実例を紹介するブースの設置。
- (イ) 起業や地域活動への参画を考えている女性への相談対応が可能なコーディネーターの設置。なお、コーディネーターは、様々な女性の社会参画の方法を紹介できる幅広い経験や知識を有している者とする。
- (ウ) イベントに参加した女性に(2)交流会への参加を案内すること。
- (エ) 社会参画に課題を抱える女性の状況を把握するため、参加者に対するアンケート調査の実施及び報告を行うこと。

#### ウ 実施場所

女性活躍推進の見える化に効果的で女性が日常的に利用し、立ち寄りやすい札幌市及び近郊の屋内施設、商業施設等を会場とすること。

#### エ 実施方法及び設置ブース数、想定参加者数

開催時期 令和4年(2022年)7月～11月の間、各月1回以上

開催時間 社会参画を考えている女性が参加しやすい時間帯 4時間以上とする  
例：11：00～15：00

設置ブース 1カ所につき8ブース程度とし、全5回で40ブース以上とすること  
各ブースに出展者の事例紹介パネル(B3)をおくこと

想定参加者数 300名(アンケート回収100名)

#### オ 出展者の選定

次の社会参画を行っている女性について選定し、提案すること。受託決定後に委託者と協議し、最終決定とすること。

なお、各回8組程度のうち、2組程度は札幌圏を除く地域(道北・道南・オホーツク・十勝・釧路根室・道央)からの参加とすること。出展者参加料は無料とし、出展にかかる

経費負担調整は受託者が行うこと。自らの社会参画事例について広く紹介できる人物を中心とする。

例：(ア)小規模で製造販売している（製造品は販売可）

(イ)工夫を凝らしたサービスを提供している（実費程度徴収は可）

(ウ)地域活動をしている団体に積極的に活動しており、活動する女性を募集している。

#### カ その他

(ア) 新型コロナウイルスによる感染拡大予防の措置を講じるとともに、イベントを実施できない場合の代替策を提案すること。

(イ) 起業支援団体等や地域活動団体等の協力を得て実施すること。

(ウ) 北海道包括連携企業など女性活躍推進に協力できる企業との連携について検討すること。

(エ) 食品の販売やサービス提供をする場合は、各法令等を遵守した届出等を行うこと。

(オ) 事例紹介パネルは、委託期間終了後においても道の施策推進として社会参画ロールモデルとして活用する。委託業務の処理に伴い生じる著作権その他の権利は道に移転されるため、参加者に承諾を得ること。

(カ) 多様な広告物（掲示や印刷物配布等）・SNS を活用し効果的なPR・運営に努めること。

### (2) (1)の参加者及び社会参画を希望する女性の交流会の企画立案、広報、実施

#### ア 対象者

社会参画を希望する女性等

#### イ 実施内容

(ア) 社会参画を希望する女性の交流の場を設定し、社会参画に踏み出すきっかけづくりとなる参加しやすい形式での交流会の開催

(イ) 交流会コーディネーターの設置（4人）

様々な女性の社会参画の方法を紹介できる幅広い経験知識を有している者とする。

(ウ) 社会参画に課題を抱える女性の状況を把握するため、参加者に対するアンケート調査の実施及び報告

#### ウ 実施時期・場所及び開催時間

令和4年(2022年)11月～12月 札幌市または近郊において2時間程度

(対面開催を基本とし、オンライン参加の希望にも対応すること)

#### エ 募集人数 50名（アンケート回収40名）

#### オ その他

ホームページ、FB、インスタグラム、チラシ等で(1)の対象者等に周知し、効果的なPR・運営を行うこと。

### (3) 報告書の提出

#### ア 内容

上記(1)～(2)の取組内容、実施結果及びアンケートの調査結果を取りまとめた報告書を作成すること。

#### イ 提出期限

令和5年(2023年)1月31日(火)

#### ウ 提出形態

紙媒体1部、電子媒体(CD-ROM)1部

## 4 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)1月31日(火)まで

## 5 成果目標

### (1) 参加者数

- ア まなび・体験・つながりHIROBA：出展数40ブース 参加者300人
- イ 社会参画を目指す女性の交流会：50人

### (2) アンケート回収枚数

- ア まなび・体験・つながりHIROBA：100人
- イ 社会参画を目指す女性の交流会：40人

## 6 予算上限額

2,035,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 7 委託契約の方法等

### (1) 契約方法

随意契約

### (2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

### (3) 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)

## 8 企画提案しようとする者に必要な資格

(1) 単独法人または複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2号第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、すでにその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規程による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規程による届出

- (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規程による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては（2）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
  - ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
  - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 9 企画提案の審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

- (1) 企画提案者の適格性
  - ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか
  - イ 本業務の目的について理解しており、自分らしい生き方、働き方を模索している女性に対する支援について十分な知識があるか
  - ウ 本業務を円滑かつ確実に実施するためのノウハウなどを持っているか
  - エ 本業務を円滑かつ確実に実施する体制が整っているか
- (2) 企画提案内容の目的適合性
  - 女性の社会参画の実例を見て学べるイベント「まなび・体験・つながりHIROBA」の企画立案、広報、実施
    - ア プログラムの構成は女性の多様な社会参画を後押しするような内容となっているか
    - イ 開催日時、会場、出展者の選定は適切か
    - ウ 参加者が他の参加者や起業支援団体をはじめとする関係機関と繋がるのが期待できるか
    - エ 広報の手法が適切かつ効果が期待できるか
  - 社会参画を希望する女性の交流会の企画立案、広報、実施
    - ア 対象者が参加しやすいよう工夫がされているか
    - イ 広報の手法が適切かつ効果が期待できるか
- (3) 業務遂行における妥当性
  - ア 事業スケジュールは妥当か
  - イ 経費見積内容が適正で、本業務の適切な執行が期待できるか

## 10 手続等

企画提案参加者は事前に「資格審査申請書」を提出すること。道は審査の結果を通知し、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

- (1) 担当部課
  - 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
  - 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室
  - TEL 011-206-6954 (直通)
  - FAX 011-232-4820
  - E-mail kansei.dousei4@pref.hokkaido.lg.jp
- (2) 企画提案に係る説明書の交付期間及び交付方法
  - ア 直接交付
    - 交付場所：上記(1)に同じ。
    - 交付期間：令和 4 年(2022 年) 4 月 15 日(金) から  
令和 4 年(2022 年) 5 月 13 日(金) まで

ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

イ ホームページからのダウンロード

ホームページの URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb.htm>

交付期間：令和4年(2022年)4月15日(金)から

令和4年(2022年)5月13日(金)午後5時まで

(3) 資格審査申請書(別紙1)の提出

ア 提出部数

1部

イ 提出場所

上記(1)に同じ

ウ 提出期限

令和4年(2022年)4月25日(月)午後5時(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参による提出の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

また、郵送の場合は、配達証明、簡易書留、書留のいずれかによること。

(4) 企画提案書(別紙2)の提出

ア 提出部数

9部。ただし、表紙の企画提案者名は1部のみ記載し、それ以外の8部については企画提案者名等が特定できないよう記載しないこと。

イ 提出場所

上記(1)に同じ

ウ 提出期限

令和4年(2022年)5月13日(金)午後5時(必着)

エ 提出方法

上記(3)のエに同じ

オ その他

期限までに提出のない場合は、棄権したものと見なす。

(5) ヒアリング

ア プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、企画提案についてのヒアリングを行うが、日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

イ 企画提案書の補足としてパワーポイント等の使用を認めるが、その場合、必要機材等は、提案者側で用意すること。

ウ 企画提案者が6者以上の場合には、原則として、事前に企画提案書の書類のみによる一次審査を行い、その結果を通知する。

(6) 質疑等

企画提案書等の記載にあたって質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、審査内容に関する質問については回答しない。

ア 質問への対応方法

本事業に関する説明会は実施しない。質疑等については個別に対応するので直接担当部課まで問い合わせのこと。

イ 質問の受付期限

令和4年(2022年)5月6日(金)午後5時

## 11 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の調整  
採択された提案内容は、契約締結時に修正や変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出  
原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。
- (4) 再委託の禁止  
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。  
なお、委託業務達成のため、再委託の必要がある場合はあらかじめ委託者の承認を得る必要があるため、協議すること。
- (5) 著作権等の取扱いについて  
委託業務処理に伴って生じた著作権その他の権利については、道に移転するものとする。
- (6) 契約書及び仕様書  
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成し提示する。

## 12 その他

- (1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
  - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
  - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。
- (3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う者の負担とする。
- (4) 公募手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。
- (5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (7) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。
- (10) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (11) 企画提案書作成の際には、イベントを実施する会場の使用制限等についてあらかじめ確認の上、企画提案書を作成すること。
- (12) 次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。
  - ア 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
  - イ その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合